

神戸市日中一時支援（日帰り利用）事業実施要綱

平成18年9月29日

神戸市保健福祉局長決定

（目的）

第1条 この要綱は、居宅において障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の介護を行う者が疾病や冠婚葬祭等により、一時的に居宅での障害者等の介護が困難となった場合等に、障害者支援施設その他の施設において、日中、当該障害者等に活動の場を提供し、もって障害者等及びその家族の福祉の向上に寄与することを目的として、神戸市日中一時支援（日帰り利用）事業（以下「本事業」という。）を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 本事業の対象者は、神戸市内在住で障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項及び第2項に規定される障害者等とする。

（事業の内容）

第3条 本事業の内容は、日中、障害者支援施設その他の施設において、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練を行うこととする。

（利用の申請）

第4条 本事業の利用を希望する障害者又は障害児の保護者（以下「申請者」という。）は、「地域生活支援サービス支給申請書」を、その居住地を所管する福祉事務所長に提出して申請するものとする。

2 前項の申請は、神戸市障害者相談支援センター運営要綱（平成18年9月保健福祉局長決定）第1条に規定する障害者相談支援センターを経由して行うことができる。

（利用の決定）

第5条 福祉事務所長は、前条の規定による申請を受理したときは、速やかに本事業の利用決定にかかる必要な事項を勘案し、本事業の利用の適否を決定するものとする。

2 福祉事務所長は、利用が適当と認める場合、利用を認められた申請者（以下「利用者」という。）に「地域生活支援サービス支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書」及び「支給決定内容明細書」により決定内容を通知しなければならない。

3 福祉事務所長は、利用が不適当と認める場合は、申請者に対し「地域生活支援サービス却下通知書」により却下及びその理由を通知しなければならない。

（利用者証の交付）

第6条 福祉事務所長は、本事業の支給決定を行ったときは、利用者に対し「地域生活支援サービス利用者証」（以下「利用者証」という。）を交付しなければならない。

2 利用者証には、支給対象期間、支給量及び利用者負担割合（以下「支給量等」という。）を記載するものとする。

(支給量)

第7条 本事業の支給量は、原則1月あたり7日とする。ただし、1月あたり7日を超えて本事業が必要な場合、福祉事務所長はその内容を勘案し、不足の日数を支給することができる。

2 本事業の利用については、1日あたり4時間未満の利用であれば1／4日、4時間以上8時間未満の利用であれば2／4日、8時間以上の利用であれば3／4日をそれぞれ利用したものとする。

(支給期間)

第8条 支給期間の終期は、支給期間の始期から起算して、当該障害者等の最初の誕生月の月末とする。

ただし、最初の誕生月が支給期間の初月と同じ場合（月の初日を除く）は、最初の誕生月の次の誕生月の月末とする。

2 前項の規定にかかわらず、障害福祉サービスの支給決定を受けている者の支給期間の終期は、当該障害福祉サービスの終期とする。

(利用内容の変更申請)

第9条 利用者は、支給量等の変更を必要とするときは「地域生活支援サービス支給変更申請書」を、その居住地を所管する福祉事務所長に提出して申請するものとする。また、氏名、居住地及び連絡先が変更になった場合は「申請内容変更届出書」を、その居住地を所管する福祉事務所長に提出するものとする。

(利用内容の変更決定)

第10条 福祉事務所長は、前条の規定による申請に基づき、支給量等の変更を決定したときは、利用者に「地域生活支援サービス支給決定変更通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書」及び「支給量等変更内容明細書」により通知するとともに、「利用者証」を再交付しなければならない。

(利用決定の取消し)

第11条 福祉事務所長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本事業の支給決定を取り消すことができる。

- (1) 利用者が第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 利用者が不実の申請その他不正な手段によりサービスを受けたとき。
- (3) 本事業の支給を要しないと福祉事務所長が判断したとき。

2 福祉事務所長は、前項の規定により支給決定を取り消したときは、「地域生活支援サービス支給決定取消通知書」により利用者に通知しなければならない。

(利用契約の締結)

第12条 本事業の利用決定を受けた者は、本事業を利用しようとするときには、利用者証を次条に規定する認定事業者に提示し、利用契約を締結しなければならない。

(実施主体)

第13条 本事業は、法第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者として、短期入所事業又は生活介護事業の指定を受けている者で市長が適當と認めたもの（以下「認定事業者」という。）が行うも

のとする。

(認定事業者の認定)

第14条 認定事業者の認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、別に定める申請書により市長に申請しなければならない。

(認定事業者の認定の要件)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定事業者の認定を行わない。

- (1) 認定申請者が第19条に規定する職員体制及び第20条に規定する設備要件を満たしていないとき。
- (2) 認定申請者が、法人で、その役員又はその日中一時支援（日帰り利用）事業所を管理する者（以下「役員等」という。）のうちに、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者のあるものであるとき。
- (3) 認定申請者が、法人で、その役員等のうちに、法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者のあるものであるとき。
- (4) 認定申請者が、法人で、その役員等のうちに、労働に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者のあるものであるとき。

2 認定事業者の認定は、本事業を行う事業所（以下単に「事業所」という。）ごとに行う。

(短期入所事業との関係)

第16条 指定短期入所事業者は、認定事業者の認定を受けることにより短期入所事業と本事業を一体的に実施することができる。

2 前項の規定により、短期入所事業を一体的に実施する認定事業者は、短期入所事業の利用定員から短期入所事業の実利用人数を差し引いた人数を限度に本事業の利用者の受け入れができるものとする。

(生活介護事業との関係)

第17条 指定生活介護事業者が、生活介護事業と本事業を一体的に実施する時には、当該スペースとの共用はできないので、別に第19条に規定する職員を配置させ、別途第20条に規定する設備を設けることとする。

(神戸市日中一時支援（障害児タイムケア事業）との関係)

第18条 削除

(職員体制)

第19条 認定事業者は、本事業を実施するにあたり、事業所ごとに次の職員を配置するものとする。

- (1) 管理者 1名
- (2) 利用者の処遇に係る知識及び技術を有する指導員 利用者の数を7.5で除して得た数（小数点未満は切り上げる。）以上
- (3) その他必要な職員

2 前項の管理者は、本事業の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は他の施設

等の職務に従事することができるものとする。

(設備)

- 第20条 事業所は、育成室、手洗い場、便所のほか本事業の実施に必要な設備を有するものとする。
- 2 前項に規定する設備は、専ら本事業の用に供するものでなければならない。ただし、本事業の実施に支障がない場合は、この限りでない。
- 3 育成室については、その面積を利用定員で除した面積が概ね3.3m²以上であることとする。

(認定の更新)

- 第21条 認定事業者の認定は、市長に対し6年ごとに認定の更新手続きを行わなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

(変更の届出等)

- 第22条 認定事業者は、事業所の名称及び所在地、申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所、定款、寄附行為等及び登記事項証明書等、事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、経歴及び住所、並びに運営規程に変更があったときは、10日以内に別に定める「変更届」により、市長に届け出なければならない。
- 2 認定事業者は、認定に係る本事業を廃止し、又は休止しようとするときはその廃止又は休止の日の1ヶ月前までに、休止した当該事業を再開したときは10日以内に、別に定める「廃止・休止・再開届」により、市長に届け出なければならない。

(認定事業者の責務)

- 第23条 認定事業者は、利用契約を締結する場合は、あらかじめ相手方に対し、当該事業所の運営規定の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情解決の体制等の重要事項について、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、文書を交付して説明を行わなければならない。

(秘密の保持)

- 第24条 本事業に従事する者は、個人情報の保護に万全を期すものとし、在職中及び退職後においても、業務遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 2 認定事業者は、本事業に係る個人情報の漏洩、滅失又は改ざんの防止、その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(日中一時支援費の補助)

- 第25条 市長は、認定事業者が本事業に係るサービスを利用者に提供したときは、認定事業者の請求に基づき日中一時支援（日帰り利用）費（以下「日中一時支援費」という。）を補助する。
- 2 日中一時支援費の額は、別表1に定める額の100分の90に相当する額とする。ただし、利用者が法施行令第17条第1項第4号に該当する者であって、本事業を利用する場合は100分の100に相当する額とする。
- 3 認定事業者は、利用実績のあった翌月10日までに請求書、請求明細書及びサービス提供実績記録票を市長に提出し、日中一時支援費の請求を行うものとする。
- 4 市長は、認定事業者より、前項の請求があつたときは、審査のうえ、請求月の翌月末に当該日中一時

支援費を支払うものとする。

(調査及び指導監査)

第26条 市長は、利用者等の福祉及び日中一時支援費の支給に関して必要があると認めるときは、認定事業者又はその従業員その他本事業に携わる者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は本市の職員に質問若しくは照会をさせることができる。

2 認定事業者は、前項の規定に基づき市長が定期又は隨時に行う調査並びに指導監査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 前項の調査又は指導監査を行うときは、本市の職員は身分証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(認定事業者の認定の取消し等)

第27条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、認定事業者に係る認定を取り消し、又は期間を定めてその認定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- (1) 第19条に規定する職員体制及び第20条に規定する設備要件を満たすことができなくなったとき。
- (2) 法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは处分に違反したとき。
- (3) 日中一時支援費の請求に関し不正があったとき。
- (4) 認定事業者又はその従業員その他本事業に携わる者が、前条第1項の規定により、物件の提出若しくは提示を求められてもこれに応じず、同項に規定する質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同条第2項の規定による指導監査に協力せず、又は同項に規定する指導若しくは助言に従って必要な改善を行わないとき。
- (5) 認定事業者が、不正の手段により第14条の認定を受けたとき。
- (6) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により認定の取消し等を行ったときは、当該事業者に対し、文書で通知しなければならない。

(その他)

第28条 本事業の実施は、短期入所事業所、生活介護事業所等本体施設との併設を原則とし、本事業単独での実施はできないものとする。

(細則)

第29条 この要綱に規定するもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、福祉局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(認定事業者の認定の特例)

2 施行日前日において現に障害者自立支援法第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者と

して、指定短期入所事業の指定を受けている者であって、日帰り利用を実施していた者は、施行日に、認定事業者として本事業の認定を受けたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年3月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年5月8日から施行する。

(経過措置)

2 令和5年5月2日以前より本事業を利用している障害者等のうち、令和5年6月30日までに短期入所の受給者証の更新を迎える者は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、短期入所の更新申請をもって、支給決定を受けることができる。

3 令和5年5月2日以前より本事業を利用している障害者等のうち、令和5年7月1日以降に短期入所の受給者証の更新を迎える者は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、短期入所の支給期間を適用し、利用者証の交付を受けることができる。

4 令和5年5月2日以前より本事業を利用している障害者等は、令和5年5月8日から新たな利用者証を交付される日まで、短期入所の支給量から短期入所の利用日数を差し引いた日数の範囲で本事業を利用することができる。なお、この特例は、令和5年6月30日までとする。

別表 1

日中一時支援（日帰り利用）の単位数について

区分	程度区分	日中一時支援（日帰り利用）算定単位数			食事提供体制加算
		4時間未満 × 25/100	4時間以上 8時間未満 × 50/100	8時間以上 × 75/100	
障害者	区分 6	223単位	446単位	669単位	30単位
	区分 5	190単位	379単位	569単位	
	区分 4	157単位	313単位	470単位	
	区分 3	141単位	282単位	422単位	
	区分 2				
	区分 1 又は 区分なし	123単位	246単位	369単位	
障害児※ ²	区分 3	190単位	379単位	569単位	30単位
	区分 2	149単位	298単位	446単位	
	区分 1 又は 区分なし	123単位	246単位	369単位	

※1 4時間00分は「4時間未満」、8時間00分は「4時間以上8時間未満」の区分とする。

※2 障害児に係る支給決定の方法のうち、短期入所の単価区分に準ずるものとする。

サービス単位数	=	単位数 × 提供回数
総費用額 (100/100)	=	サービス単位数合計 × 単位数単価 (小数点以下切り捨て)
補助金額	=	総費用額 × 給付率 (90/100又は100/100) (小数点以下切り捨て)
利用者負担額	=	総費用額 - 補助金額

※単位数単価：10.72円